新	旧	備考
海外投資(不動産等)保険約款	海外投資(不動産等)保険約款	
两个以及《中势压节》体例》	1两/门人员(广场/庄 守) (小灰水)/00	
平成13年4月1日 01-制度-00006	平成13年4月1日 01-制度-00006	
沿革(略)	沿革(略)	
平成28年3月9日 一部改正		
第1条 ~ 第2条 (略)	第1条 ~ 第2条 (略)	
(てん補責任額)	(てん補責任額)	
第3条 前条第1号、第2号又は第3号の事由により受け	第3条 前条第1号、第2号又は第3号の事由により受け	
た損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、当該	た損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、当該	
事由に係る不動産に関する権利等(以下「事故権利等」	事由に係る不動産に関する権利等(以下「事故権利等」	
という。) について同条第1号の事由又は同条第2号若	という。) について同条第1号の事由又は同条第2号若	
しくは第3号の損害の発生の直前に評価した額と当該	しくは第3号の損害の発生の直前に評価した額と当該	
事故権利等の取得のための対価の額とのいずれか少な	事故権利等の取得のための対価の額とのいずれか少な	
い金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に	い金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に	
100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額	100 分の 95 を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額	
を限度とする。	を限度とする。	
一 事故権利等について当該事由の発生直後に評価し	一 事故権利等について当該事由の発生直後に評価し	
た額(ただし、当該事由の発生直後において当該事由	た額	
に起因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場		
合にあっては、当該評価の算定にあたり合理的に可能		
となった時点において評価した額とする。)		
二 ~ 三 (略)	二~三(略)	
2 (略)	2 (略)	
第4条 ~ 第9条 (略)	第4条 ~ 第9条 (略)	
(保険期間)	(保険期間)	
第10条 日本貿易保険の保険責任の開始日及び終了日は、	第10条 日本貿易保険の保険期間の開始日は、海外投資保	
海外投資保険運用規程(平成13年4月1日 01 - 制度	険運用規程(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00038。	
- 00038。以下「運用規程」という。)に定める日と	以下「運用規程」という。)に定める日とする。	
する。		

海外投資(不動産等)保険約款・新旧対照表

新	旧	備考
第11条 ~ 第26条 (略)	第11条 ~ 第26条 (略)	
(保険金の支払)	(保険金の支払)	
第27条 日本貿易保険は、第25条第1項に定める手続によ	第27条 日本貿易保険は、第25条第1項に定める手続によ	
る請求を受けた日から2月以内に保険金を支払う。ただ	る請求を受けた日から2月以内に保険金を支払う。ただ	
し、調査のため特に時日を要するときは、この限りでな	し、調査のため特に時日を要するときは、この限りでな	
٧٠ <sub>°</sub>	V No.	
2 第2条第1号から第3号までのいずれかの事由によ		
り受けた損失につき保険金を支払う場合、日本貿易保険		
は、保険金支払に際し、条件を付すことができる。		
第 28 条 ~ 第 39 条 (略)	第 28 条 ~ 第 39 条 (略)	
附 則		
この改正は、平成28年4月1日から実施する。		